

環循施発第 1811282 号  
平成 30 年 11 月 28 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長



高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の調査について  
(通知)

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。）第 6 条に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成 28 年 7 月 26 日閣議決定。以下「基本計画」という。）第 5 章に基づき、国の各省庁においては、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の保管・所有の実態調査、期限内の処分を推進しているところです。

これらのうち、PCB を含有した塗料については、国土交通省が実施した実態調査の結果、橋梁、洞門及び排水機場において使用が明らかになりました。加えて、環境省で実施した調査等により、橋梁、洞門及び排水機場以外の施設等についても PCB を含有した塗料の使用の可能性が明らかになったところです。

国の各省庁においては、とりわけ、こうした PCB を含有した塗料を使用した可能性のある施設等から排出されうる高濃度 PCB 廃棄物となる塗膜について、処分期間内の確実かつ適正な処理に向けた網羅的な把握のための調査を行うこととされました。

地方公共団体については、基本計画において、自らも率先してその保管・所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の処分委託・廃棄を早期に進めることが求められるとされていることを踏まえ、各都道府県市におかれては、自ら及び所管する市区町村（出先機関等含む。）が保有・管理する施設等から排出されうる高濃度 PCB 廃棄物となる塗膜について、別添の調査実施要領を参照の上、各施設等を管理する部局と連携して、処分期間内の確実かつ適正な処理に向けた網羅的な把握のための調査へ御対応いただくとともに、各施設等を管理する部局が実施する調査の結果について、本調査実施要領「5. 調査結果の更新」に掲げる時点ごとに各時点の一月後を期限として取りまとめいただくようお願いいたします。

なお、本調査の対象の施設等のうち船舶については、調査の対象となる船舶（民間事業者が所有するものを含む。）の船籍港又は定係港を所管する都道府県市に対し、別途、環境省より調査に係る情報を提供する予定です。

また、国の各省庁からは、各地域の地方支分部局等より、各省庁が所管する施設等を管理する地方公共団体の部局に対し、別添の調査実施要領を提供し、当該部局に調査をお願いする旨及び廃棄物担当部局と連携して対応いただきたい旨周知されていることについて御承知置きください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

(以上)

**【本件担当】**

環境省環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

担当：水嶋・服部

Tel: 03-6457-9096

E-mail: PCB@env. go. jp